

障害者アグリ雇用推進事業（新規）

【平成21年度概算決定額：29,020(0)千円】

対策のポイント

農業における障害者雇用のノウハウを実証し普及することにより、新たな補完的労働力を確保し営農の安定化に資するとともに、障害者の雇用推進という社会的要請に貢献。

（現状）

- ・ 農業分野における障害者の雇用の推進については、「重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）の中で重点的に取り組むことと明記されており、重要な課題となっています。
- ・ しかしながら、天候等に左右される農作業へ障害者をどのように関わらせるか等に明確なものがないことが、障害者の農業への就業が拡大しにくい要因となっています。

政策目標

農業法人等への障害者雇用の優良モデルを構築

< 内容 >

1．園芸福祉士等と連携した実証

マニュアルを活用し、園芸福祉士等と連携しながら園芸分野、畜産分野等の農業法人等における障害者雇用の取組を実証します。

2．障害者と農業法人等の雇用推進研修会の開催等

農業者にマニュアルの周知を図るとともに、障害者雇用先進事例の情報提供を実施し、農業で働きたい障害者と農業法人等の雇用推進研修会を開催します。

< 事業実施主体 > 民間団体等

< 事業実施期間 > 平成21年度から平成24年度まで

[担当課：経営局人材育成課（03-3502-6600（直））]

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(案)の概要 ～意欲・能力に応じた障害者の雇用機会の拡大～

趣旨

1 障害者の就労意欲の高まり

求職件数: 7.8万(H10)→10.4万(H18)
就職件数: 2.6万(H10)→4.4万(H18)

2 短時間労働への対応

福祉から雇用への移行が進められ、また、高齢障害者がフルタイムで働くことが困難な場合がある中、短時間労働に対する障害者のニーズが相当程度あるのに対し、現行制度は対応できていない。

改正内容

1 中小企業における障害者雇用の促進

障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大

常用雇用労働者101人以上の中小企業に拡大(一定期間は、常用雇用労働者201人以上の中小企業まで拡大)

※ 現行は301人以上の事業主のみ

(平成22年7月1日施行予定(101人以上企業への拡大については、平成27年4月1日施行予定))

2 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し

障害者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障害者に、短時間労働者(週20H以上30H未満)を追加
(平成22年7月1日施行予定)

【参考】障害者雇用率の算定方法の変更及び農業分野における雇用義務について

障害者雇用率の算定対象となるのは、常時雇用されている労働者である。基本的な算定方法は、以下のとおり。

(現行では、1日6時間以上勤務する社員等を対象としていたが、法改正後は、例えば1日4時間(週20時間)勤務のパートもカウントされる)

<現行> ①(障害者で週30時間以上勤務)

②(障害者で週30時間以上勤務)+③(健全者で週30時間以上勤務)

<改正後> ①+(障害者で週20~30時間勤務)

②+③+(障害者で週20~30時間勤務)+(健全者で週20~30時間勤務)

○ある農業法人(花苗+野菜苗+露地野菜栽培)における例

① 週5日、8時~17時勤務(週40時間)の正社員20名

② 週5日、8時~12時勤務(週20時間)のパート40名(※収穫・調整・出荷作業等)

③ 週3日、8時~12時勤務(週12時間)のアルバイト20名(※収穫・調整・出荷作業等補助)

(現行) ・雇用すべき障害者の数=週40時間勤務の社員20名×1.8%=0.36名≒0名

→法定雇用義務なし。

(改正後) ・雇用すべき障害者の数=(週40時間勤務の社員20名+週20時間勤務のパート40名)×1.8%

=60名×1.8%=1.08名≒1名

→法定雇用義務あり。1名以上の障害者を正社員又はパートとして雇用しなければならない。

<ハウレンソウの収穫補助> <ミツバの洗浄作業>

